

令和8年度【令和7年(2025年)分】市民税 県民税 申告書の提出について

あなたの**令和7年1月1日から12月31日までの**収入に対する申告です。

令和8年度【令和7年(2025年)中の所得】申告については、本市から送付する市民税・県民税申告書に同封している返信用封筒にて、**原則郵送での申告としております。その際は、添付資料を基に税額の計算を行いますので、資料の添付漏れにはご注意ください。**
※申告書は「提出用」を郵送してください。「本人控」に受付印及び市からの返送が必要な場合は、市からの送付に使用する返信用封筒を同封してください。返信用封筒には、あて先・あて名を記入し、切手を貼って送付してください。
やむを得ず、対面での申告相談を希望する方は、下記日程表のとおり、各区1箇所会場を設けますのでお越しください。都合がつかない場合は、いずれの会場でも申告受付・相談ができます。なお、混雑緩和のため、事前に申告書への記入をお願いします。

申告が必要な方	申告に必要なもの
令和8年(2026年)1月1日現在、本市に住所がある方で令和7年(2025年)中の収入状況等が次に該当する方 ・営業、農業、不動産、配当などの収入があった方 ・給与所得者でその他の収入があった方 ・日雇い、パート、アルバイトなどの収入があった方 ・退職し、再就職していない方(年末調整が済んでいない方) ・公的年金受給者で公的年金等の源泉徴収票に記載のある控除以外の控除がある方や他の収入があった方 ・世帯主が市外へ単身赴任などで転出している家族の方 ・遺族年金や障害年金などの非課税年金のみを受給していた方 ・雇用保険のみを受給していた方 ・収入がなかった方(本市に住所がある親族に扶養されている方を除く)	(1) 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの(被扶養者分を含む) (2) 収入を証明できるもの ・給与収入や公的年金等収入のある方は源泉徴収票や収入証明書等 ・帳簿、取支内訳書など(収入や必要経費などが確認できる書類) (3) 所得から控除する金額が確認できるもの(各種控除適用に必要なもの) ・国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料の支払証明書(確認書)又は領収書 ・生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の証明書 ・医療費控除を受ける方 ・医療費控除の明細書、医療費通知 ・医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受ける方 セルフメディケーション税制の明細書 ※医療費控除(特例も含む)を申告する際は、領収書の添付は不要ですが、領収書は5年間ご自宅で保管してください。 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書 ・寄附金の受領書 ・雑損控除計算書(雑損控除を受ける方) (4) 国外居住親族について扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は同一生計配偶者の適用を受けようとする場合は、親族関係書類と送金関係書類等 (5) 前年度の申告書や取支内訳書の控え など
申告の必要がない方	
・所得税及び復興特別所得税の確定申告をする方 ・収入が給与収入のみで勤務先から「給与支払報告書」が提出される方 ・収入が公的年金のみで所得税申告の必要がない方 ・収入がなく、本市に住所がある親族に扶養されている方	
所得税及び復興特別所得税の確定申告について	
所得税及び復興特別所得税の確定申告は、下の日程表の○印がついている会場において、 還付申告のみ受け付けます。 次の申告が必要な方は、税務署が設ける確定申告相談会場での申告をお願いします。 ●営業等、農業、不動産所得のある方 ●所得税の納付が必要な方 ●譲渡(土地、建物、株式等の売却)所得のある方 ●住宅借入金等特別控除を初めて受ける方 ●死亡した方の申告(準確定申告)をする方 ●令和6年(2024年)分以前の申告をする方 ●雑損控除を受ける方で計算書がない方	
税務署が設ける確定申告相談会場について	
会場：【中央区、西区、南区、北区の方】熊本城ホール 1階 展示ホールA /【東区の方】熊本東税務署1階 開設期間：2月16日(月)から3月16日(月)まで(土日祝日を除きます。ただし、3月1日(日)は開設します。) 受付時間：午前9時から午後4時まで(熊本東税務署は午後3時まで)(オンラインでの事前予約があります。 当日分は入場整理券の配布がなくなり次第、受付を終了する場合があります。) ※確定申告に関する詳細については国税庁 HP(https://www.nta.go.jp)をご確認ください。	

令和8年度【令和7年(2025年)分】市民税・県民税申告相談日程表 ◎土曜日、日曜日及び祝日は行っておりません。

※会場への入場・番号札の配付は、午前9時からを予定していますが、状況によっては早めに受付を開始することもありますので、ご了承ください。
※各会場の午前中に受付する定員数は80名となります。定員数を超えた場合は、午後からの受付となります。
※前年度からの変更点
西区の会場が「西部公民館」から「西部交流センター(西区役所隣湯浴施設)」へと変更となっております。
北区の会場が「榎木文化センター」から「榎木中央公園運動施設(榎木病院横体育館)」へと変更となっております。

区	確定申告	会場	対象校区(地区)	期日	受付時間
中央区	×	熊本市役所 2階市民税課窓口	城東、壺川	3月2日(月)	午前9時~11時半 午後1時~4時半
			碩谷、五福	3月3日(火)	
			向山、出水	3月4日(水)	
			砂原、出水南	3月5日(木)	
			白川、大江、託麻原	3月9日(月)	
			白山、本荘	3月10日(火)	
			春竹、一新	3月11日(水)	
			慶徳、帯山	3月12日(木)	
			帯山西、黒髪	3月13日(金)	
			尾之上、桜木、若葉、泉ヶ丘、桜木東	3月9日(月)	
東区	×	東部公民館 2階大ホール	託麻西、月出、山ノ内、秋津、健軍東	3月10日(火)	午前9時半~11時 午後1時~3時半
			託麻東、託麻北、東町、画園 健軍	3月11日(水)	
			西原、託麻南、長嶺	3月12日(木)	
西区	○	西部交流センター 多目的室 (西区役所隣)	古町、高橋、中島、春日、池上	3月2日(月)	午前9時半~11時 午後1時~3時半
			城西、小島、河内、芳野	3月3日(火)	
			白坪、池田	3月4日(水)	
城山、花園	3月5日(木)				

お願い
○会場内の入場制限により、受付後会場外でお待ちいただく場合があります。
※上記各区の申告期間は、各申告会場に市民税課職員が出席するため、市民税課・各区役所税務室窓口では受付・相談はご遠慮ください。上記の各会場でも申告・相談をお願いします。
○交通事情等により、指定の会場及び期日での申告が困難な方は、他区の会場及び校区日でも申告できます。ただし、中央区、東区の会場では確定申告の受付はできませんのでご注意ください。
○駐車場には限りがあり、大変混雑しますので公共交通機関をご利用ください。
○医療費控除や取支内訳の計算は相当時間がかかります。領収証などの合計は、**事前に計算してお越しください。**

※表中「確定申告」の欄に「×」のついた会場では、確定申告の受付はできません。
※例年、午前中は大変混み合います。14時以降にお越しくださいますと、比較的待たずに受付ができる場合があります。

【お問合せ先】市民税課 ☎096-328-2183 ※市民税・県民税申告についてのお問い合わせは各会場や各区税務室ではお答えできませんのでご注意ください。

※申告書は複写式になっておりますので、「本人控用」の裏面へのご記入の際は、「提出用」から切り離してご使用ください。

② 分離課税に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	④収入金額	⑤必要経費	⑥差引金額(④-⑤)	⑦特別控除額	⑧所得金額(⑥-⑦)

③ 給与所得の内訳

月	日給	勤務日数	月収
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞与等			
合計			

④ 扶養控除追加記入欄

フリガナ	氏名	続柄	同居・別居	国籍	生年月日	明大	年齢	特別障害者に該当する場合	職別	別居の場合の住所
1										
2										

⑤ 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	特別障害者に該当する場合	職別	別居の場合の住所

⑥ 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払年度	収入金額	必要経費

⑦ 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分(特別控除対象)	寄附先名称	金額
熊本市	熊本市	10,000
熊本市	熊本市社会福祉協議会	10,000
熊本市	熊本市社会福祉協議会	10,000

⑧ 通信欄

令和7年中に所得がなかった方は、この欄に令和7年中の生活状況などを記入してください。
1 次の者(単身赴任者含む。)から扶養又は援助(仕送り)を受けていた。
2 配偶者や遺族等の受け取る恩給・年金等を受給していた。
3 生活保護法に基づく生活扶助を受けていた。
4 その他()
住所 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
氏名 生年月日 明大 続柄 現在受給中
(種別) □遺族年金 □障害年金 □傷病手当 □扶養手当 □その他() □学生だった。

⑨ 事業・不動産所得に関する事項

科 目	決算額	科 目	決算額	種 類	1件当たりの月収	期間	期間	年間の収入金額
売上金額①	2,168,042	減価償却費⑮	475,000	家賃・地代				
売上増額		雇 人 費⑯		家賃・地代				
期首たな卸高②		利子割引料⑰	15,000	家賃・地代				
仕入れ金額③		地代・家賃⑱	150,000	権利金等				
期末たな卸高④		消 耗 品 費⑲						
差引金額⑤	2,168,042	⑳						
租税公課⑥	20,000	㉑						
水道・光熱費⑧	78,335	㉒						
旅費・交通費⑨	40,000	㉓						
通信費⑩	10,300	㉔						
広告・宣伝費⑪		㉕~㉖経費合計⑳	861,990					
接待・交際費⑫	38,355	専 従 者 控 除㉞	870,700					
損害保険料⑬		⑥ - ㉞ - ㉟	435,352					
修繕費⑭	35,000	所 得 金 額㉠						

⑩ 必要経費

資産の種類	取得年月	①取得価格	②償却の基礎金額	耐用年数	③償却率	④償却期間	⑤償却額	⑥事業専用割合	⑦必要経費算入額	未償却残高
貨物車	R2年3月	2,000,000	2,000,000	5年	0.2	12/12月	400,000	100%	400,000	66,667
軽自動車	R6年4月	800,000	800,000	4年	0.25	9/12月	150,000	50%	75,000	650,000

⑪ 事業・不動産に関する事項

事業・不動産所得の収入、支出の内訳を記入します。(平成26年1月から事業所得等を有するすべての方は、記帳・帳簿等の保存が必要です。)

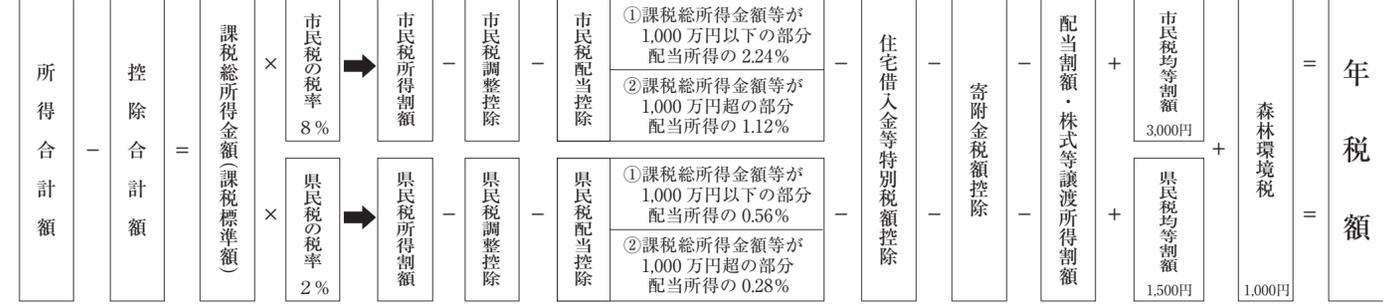
租税公課は事業に使用するものに対し課されている税金です(固定資産税、自動車税など)。住民税、所得税は含みません。

必要経費は、事業に使用したものです。家庭で支出したものは含みません。共同で使用しているものがある場合は普段の使用割合で分けて算入します。

〔専従者控除額の計算式〕
専従者控除前所得(⑥-㉟) ÷ (専従者人数+1)
※上限額は配偶者86万円、その他50万円になります。

減価償却は購入日が平成19年3月31日以前か平成19年4月1日以降かで計算が異なります。平成19年3月31日以前は、旧定額法及び均等償却します。平成19年4月1日以降は、定額法で償却します。詳しくは市民税課へお尋ねください。

◎市民税・県民税・森林環境税の計算方法



非課税の所得基準

- 〔1〕所得割・均等割・森林環境税非課税対象者
ア 令和8年(2026年)1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
イ ひとり親、寡婦、障害者、未成年者で令和7年(2025年)中の合計所得金額が135万円以下の人
ウ 令和7年(2025年)中の合計所得金額が31万5千円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+18万9千円(同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算)+10万円(単身の場合も加算)
- 〔2〕所得割非課税対象者
令和7年(2025年)中の総所得金額等が35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+32万円(同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算)+10万円(単身の場合も加算)

